

森林整備加速化・林業再生事業実施要綱

	平成21年 5月29日付け21林整計第 83号農林水産事務次官依命通知
一部改正	平成22年 9月24日付け22林整計第130号農林水産事務次官依命通知
一部改正	平成22年11月26日付け22林整計第158号農林水産事務次官依命通知
一部改正	平成23年11月21日付け23林整計第157号農林水産事務次官依命通知
一部改正	平成24年 2月 8日付け23林整計第210号農林水産事務次官依命通知
一部改正	平成24年 4月 2日付け23林整計第368号農林水産事務次官依命通知
一部改正	平成25年 2月27日付け24林整計第199号農林水産事務次官依命通知
一部改正	平成26年 2月 7日付け25林整計第869号農林水産事務次官依命通知
一部改正	平成27年 2月 3日付け26林整計第749号農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

森林・林業・木材産業を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた地域の創意工夫に基づく総合的な取組を支援するため、森林整備加速化・林業再生事業費補助金及び森林整備加速化・林業再生整備費補助金を都道府県に交付して、森林整備加速化・林業再生基金（以下「基金」という。）を造成し、この基金を財源として事業実施主体（以下「事業主体」という。）が行う事業（以下「基金事業」という。）を実施することにより、東日本大震災からの復興を着実に推進するとともに、森林の多面的機能を発揮しつつ林業の成長産業化を実現することとする。

第2 国の助成及び基金事業の内容

1 平成23年度補正予算（第3号）に計上された森林整備加速化・林業再生事業費補助金は、東日本大震災からの復興に必要な木材を安定供給するため同予算に計上された復興木材安定供給等対策（以下「復興木材安定供給等対策」という。）の実施に必要な経費として、都道府県の基金に充当されたものとし、基金事業のメニュー、事業主体、補助率等は別表1のとおりとする。

なお、本対策の実施については、森林整備加速化・林業再生事業の使途厳格化について（平成25年7月2日付け25林整計第408号林野庁長官通知）の1の（1）に定めるものに限る。

2 平成24年度補正予算（第1号）に計上された森林整備加速化・林業再生整備費補助金は、地域材の需要拡大及び需要動向に応じた機動的な生産体制を構築するため、同予算に計上された強い林業・木材産業構築緊急対策（以下「強い林業・木材産業構築緊急対策」という。）の実施に必要な経費として、都道府県の基金に充当するものとし、基金事業のメニュー、事業主体、補助率等は、別表2のとおりとする。

3 平成21年度補正予算（第1号）から平成25年度補正予算（第1号）までに計上された森林整備加速化・林業再生事業費補助金（ただし、平成23年度補正予算（第3号）に計上された森林整備加速化・林業再生事業費補助金を除く。）は、新たな木材需要の創出、地域材の安定的・効率的な供給体制の構築による林業・木材産業の成長産業化を実現するため、

平成25年度補正予算（第1号）に計上された林業成長産業化総合対策（以下「林業成長産業化総合対策」という。）の実施に必要な経費として、都道府県の基金に充当するものとし、基金事業のメニュー、事業主体、補助率等は別表3のとおりとする。

- 4 平成26年度補正予算（第1号）に計上された森林整備加速化・林業再生事業費補助金は、効率的かつ安定的な地域材の生産・供給体制の構築と併せて利用可能な地域資源である地域材の需要拡大を図るため、平成26年度補正予算（第1号）に計上された森林整備加速化・林業再生対策（以下「森林整備加速化・林業再生対策」という。）の実施に必要な経費として、都道府県の基金に充当するものとし、基金事業のメニュー、事業主体、補助率等は別表4のとおりとする。

第3 事業計画

1 事業計画の作成

都道府県知事は、必要に応じて第4で定める地域協議会の意見を聴くとともに、他の事業及び関係機関との十分な調整を図った上で、基金事業に係る事業計画（以下「事業計画」という。）を第2の1から4までのそれぞれごとに作成するものとする。

なお、事業計画においては、基金事業に係る基本的事項や全体目標、基金事業費総額、メニューごとの基金事業費及び事業実施期間、年度別の事業種目、事業主体、事業内容、基金事業費並びに個別指標について定めることとし、その内容や様式等については、林野庁長官が別に定めるところによる。

2 事業計画の承認

- (1) 都道府県知事は、事業計画を林野庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。
- (2) 林野庁長官は、(1)により提出された事業計画について、目標が適切に設定されているか、基金事業の総合的な実施が目標の達成に資するかどうかを審査し、適切であると認める場合に承認するものとし、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

3 事業計画の変更

都道府県知事は、事業計画について、林野庁長官が別に定める重要な変更を行う場合は、林野庁長官が別に定めるところにより、林野庁長官の承認を受けるものとする。

第4 地域協議会

- 1 第2の1から4までの基金事業の実施に当たって、地域協議会を設置することとし、その内容は以下の(1)から(3)までに定めるとおりとする。

また、地域協議会は別表1の1及び別表3の1により実施することとし、第2の1から4までの基金事業が効果的に実施されるよう調整を行う。ただし、別表1の1により実施する地域協議会は、第2の1の基金事業に限るものとする。

- (1) 地域協議会は、各地域における基金事業の効果的な実施のため、地域関係者の連携や地域の課題解決に向けた調整、価格動向や生産量及び在庫量等の情報整理による機動的な木材生産のための環境整備及び、地域材の安定的・効率的な供給体制の整備に必要な研修等を行うことを目的とする。
- (2) 地域協議会の構成員は、基金事業を実施する、地域の市町村、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等とする。
- (3) 地域協議会は、(1)の目的達成のため、地域の実状に応じ、都道府県等の関係機関と

連携して以下の業務を行うこととする。

ア 地域材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業計画の素案の作成その他事業実施のための調査

イ 需要開拓調査

ウ 原木の安定的な需給に必要な調査・分析及びコーディネート

エ 間伐・路網整備等の計画の調整及び事業実施に向けた関係者の同意取付等の調整

オ 地域材の安定的・効率的な供給体制の整備に必要な調査・普及・研修等の取組

カ その他事業実施に当たって必要な業務

2 地域協議会には、必要に応じ部会を設置することができる。

第5 都道府県の基金事業の実施

1 都道府県の助成等

都道府県知事は、第2で定める基金事業について、市町村及び事業主体からの申請に基づき、基金を財源として補助を行うほか、自ら基金事業を実施できるものとする。

2 基金事業の対象となる経費の範囲は、林野庁長官が別に定めるところによる。

3 都道府県が基金を財源として基金事業を実施する場合、基金以外の財源により、事業の上積みができるものとする。

第6 事業評価

基金事業に係る事前評価及び事後評価については、林野庁長官が別に定めるところにより、実施するものとする（ただし、別表1のメニューに掲げる1、4及び8並びに別表3のメニューに掲げる1、4、7及び9の(1)に係る事業は除く。）。

第7 改善措置等

都道府県知事は、事業計画において個々に設定した指標の目標値の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、林野庁長官が別に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする（ただし、別表1のメニューに掲げる1、4及び8並びに別表3のメニューに掲げる1、4、7及び9の(1)に係る事業は除く。）。

第8 基金事業の適正な執行の確保等

1 都道府県知事は、事業主体による基金事業の実施について、総合的な指導監督を行うとともに、基金事業の効果的かつ適正な推進を図るため、必要に応じて、関係行政機関、学識経験者等との密接な連携による推進体制の整備を図るなど、基金事業の実施促進についての指導に当たるものとする。

2 国は、都道府県知事に対し、基金事業の実施等の基金の運営について、資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

3 国は、基金事業の実施等の基金の運営の適正な執行を確保するため、必要に応じて、実施手続等について関係者以外の者の意見を聴取するものとする。

第9 その他

基金事業の実施等の基金の運営につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによる。

なお、事業の実施に当たっては、各流域ごとに定められた流域林業活性化基本方針や、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るため、「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。

附則 経過措置等

- 1 森林整備加速化・林業再生事業実施要綱の一部改正（平成23年11月21日付け23林整計第157号農林水産事務次官依命通知）の施行前における森林整備加速化・林業再生事業実施要綱（平成21年5月29日付け21林整計第83号農林水産事務次官依命通知）に基づき計画していた事業について、平成21年度及び平成22年度に造成した基金を財源として行うもので平成23年度中に着手したものにあっては、なお、従前の例によることとする。
- 2 森林整備加速化・林業再生事業実施要綱の一部改正（平成25年2月27日付け24林整計第199号農林水産事務次官依命通知）の施行前における森林整備加速化・林業再生事業実施要綱（平成21年5月29日付け21林整計第83号農林水産事務次官依命通知）に基づき計画していた事業について、平成21年度から平成23年度までの間に造成した基金を財源として行うものにあっては、なお、従前の例によることとする。
- 3 森林整備加速化・林業再生事業実施要綱の一部改正（平成27年2月3日付け26林整計第749号農林水産事務次官依命通知）の施行前における森林整備加速化・林業再生事業実施要綱（平成21年5月29日付け21林整計第83号農林水産事務次官依命通知）に基づき計画していた事業について、平成25年度までに造成した基金を財源として行うもので平成26年度までに着手したものにあっては、なお、従前の例によることとする。その場合にあって、施行前における森林整備加速化・林業再生事業実施要綱第3の事業実施期間は、当該事業が完了するまでとする。

別表 1
復興木材安定供給等対策

メニュー	事業主体	補助率等
<p>1 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等</p> <p>(1) 協議会の設立・運営</p> <p>(2) 地域の課題解決に向けた事業計画作成その他事業実施のための調査</p> <p>(3) 間伐・路網整備等の計画の調整、間伐材の供給・需要に係る協定締結等の調整、事業実施に向けた関係者の同意取付等の調整</p> <p>(4) 事業計画の作成、事業のフォローアップ</p> <p>(5) 地域材利用拡大等の普及や事業実施のための研修等の取組</p> <p>(6) その他事業実施に必要な事業</p>	<p>地域協議会、都道府県及び市町村</p>	<p>(1)～(6) 定額（10/10以内で都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(7) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>2 間伐等</p> <p>間伐等（不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、その他付帯施設整備）の実施及び森林作業道の整備</p> <p>関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意の取り付け等）</p>	<p>都道府県並びに地域協議会の構成員のうち、市町村、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。）、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。）、森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画（森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画をいう。）の認定を受けた者、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画をいう。）の認定を受けた者、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。）に間伐実施主体として定められたもの</p>	<p>(1) 定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(2) 指導等事業費については1/2以内</p>

<p>3 林内路網整備</p> <p>(1) 林業専用道（規格相当）整備</p> <p>① 林業専用道（規格相当）整備</p> <p>② 関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意の取り付け等）</p> <p>(2) 森林作業道整備</p> <p>① 森林作業道整備</p> <p>② 関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意の取り付け等）</p>	<p>都道府県並びに地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。）、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。）、森林経営計画（森林法第11条に規定する森林経営計画をいう。）の認定を受けた者、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画をいう。）の認定を受けた者、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に規定する特定間伐等促進計画をいう。）に実施主体として定められた者その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1) 及び(2) 定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(3) 指導等事業費については1/2以内</p> <p>(4) メニュー欄の(1)①林業専用道（規格相当）整備については、都道府県が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たしたものとする。</p> <p>(5) メニュー欄の(2)①森林作業道整備については、都道府県が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たしたものとする。</p>
<p>4 森林境界の明確化</p> <p>(1) 境界明確化に向けた事前調査</p> <p>(2) 境界明確化現地調査</p> <p>(3) 間伐等の実施に向けた成果の整理</p>	<p>地域協議会並びに都道府県並びに地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者の組織する団体、林業事業体その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1)～(3) 定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(4) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>5 高性能林業機械等の導入</p>	<p>都道府県並びに地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、林業事業体、森林整備法人、林業公社、施業受託者、流域森林・林業活性化センターその他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1) 定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内）で林野庁長官が別に定める基準に基づき、都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(2) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>6 木材加工流通施設等整備</p> <p>(1) スtockポイント整備</p> <p>(2) 間伐材等加工流通施設整備</p> <p>① 木材処理加工施設整備</p> <p>② 木材集出荷販売施設整備</p> <p>③ 森林バイオマス等再利用促進施設整備</p>	<p>都道府県並びに地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等の出資する法人その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1) 及び(2) 定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内）で都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(3) 指導等事業費については1/2以内</p>

<p>7 木質バイオマス利用施設等整備 (1) 木質バイオマス加工流通施設等整備 ① 未利用間伐材等活用機材整備 ② 木質バイオマス供給施設整備 (2) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備</p>	<p>都道府県並びに地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等が組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一部事務組合、社会福祉法人、PFI事業者、民間事業者その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1) 及び(2) 定額 (1/2以内 (沖縄県については2/3以内) で都道府県知事が定めるものとする。)</p> <p>(3) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>8 流通経費支援 間伐材等運搬</p>	<p>都道府県並びに地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林所有者等の協業体、林業者の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、林業事業体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人 (木材流通業を営むものを含む) その他都道府県知事が認めるもので以下のいずれかに該当するもの</p> <p>①被災地域または被災地域に所在する被災工場に原木やチップを供給していた都道府県において、被災工場に出荷していた地域の原木やチップを被災地域の非被災工場に振り替えて輸送する場合の、輸送費を負担する原木供給者または受入者</p> <p>②被災地域または被災地域に所在する工場に原木を供給しようとする都道府県において、震災により原木確保が困難になった被災地域の非被災工場が他の地域から原木を輸送する場合の、輸送費を負担する原木供給者または受入者</p> <p>※1 被災地域 震災の林野関係被害において、木材加工・流通施設の被害が発生しており、復旧が完了していない工場がある都道府県</p> <p>※2 被災工場 震災で被害を受けた木材加工・流通施設で復旧が完了していない工場</p> <p>※3 震災 東日本大震災をいう</p>	<p>(1) 定額 (林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)</p> <p>(2) 指導等事業費については1/2以内</p>

別表 2
強い林業・木材産業構築緊急対策

メニュー	事業主体	補助率等
1 木材加工流通施設等整備 (1) スtockポイント整備 (2) 間伐材等加工流通施設整備 ① 木材処理加工施設整備 ② 木材集出荷販売施設整備	都道府県並びに地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等の出資する法人その他都道府県知事が認めるもの	(1) 及び(2) 定額 (1/2以内 (沖縄県については2/3以内) で都道府県知事が定めるものとする。) (3) 指導等事業費については1/2以内
2 木造公共施設等整備	都道府県並びに地域協議会構成員のうち、市町村、特別区、一部事務組合及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令 (平成22年政令第203号) 第1条に掲げる施設を整備するもの	(1) 定額 (1/2以内 (沖縄県については2/3以内) で都道府県知事が定めるものとする。) (2) 指導等事業費については1/2以内
3 木質バイオマス利用施設等整備 (1) 木質バイオマス加工流通施設等整備 ① 未利用間伐材等活用機材整備 ② 木質バイオマス供給施設整備 (2) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	都道府県並びに地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等が組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一部事務組合、社会福祉法人、P F I事業者、民間事業者その他都道府県知事が認めるもの	(1) 及び(2) 定額 (1/2以内 (沖縄県については2/3以内) で都道府県知事が定めるものとする。) (3) 指導等事業費については1/2以内

別表 3
林業成長産業化総合対策

メニュー	事業主体	補助率等
<p>1 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等</p> <p>(1) 協議会の設立・運営</p> <p>(2) 地域材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業計画の素案の作成</p> <p>(3) 需要開拓調査</p> <p>(4) 原木の安定的な需要に必要な調査・分析及びコーディネート</p> <p>(5) 間伐・路網整備等の計画の調整及び事業実施に向けた関係者の同意取付等の調整</p> <p>(6) 地域材の安定的・効率的な供給体制の構築に必要な調査・普及・研修等の取組</p> <p>(7) その他事業実施に必要な事業</p>	<p>地域協議会、都道府県及び市町村</p>	<p>(1)～(7) 定額（10/10以内で都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(2) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>2 木造公共施設等整備</p>	<p>都道府県並びに地域協議会構成員のうち、市町村、特別区、一部事務組合及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に掲げる施設を整備するもの</p>	<p>(1) 定額(1/2以内（沖縄県については2/3以内）で都道府県知事が定めるものとする。)</p> <p>(2) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>3 木質バイオマス利用施設等整備</p> <p>(1) 木質バイオマス加工流通施設等整備</p> <p>(2) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備</p>	<p>都道府県並びに地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等が組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一部事務組合、社会福祉法人、PFI事業者、民間事業者その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1)及び(2) 定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内）で都道府県知事が定めるものとする。)</p> <p>(3) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>4 CLT等新製品・新技術の実証・展示加速化対策</p> <p>(1) CLT等新製品・新技術実証・展示</p> <p>(2) 中高層建築物の木造化・木質化のために必要な部材の試験等</p>	<p>都道府県並びに地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、森林組合連合会、住宅等生産者、林業・木材産業関係者及びこれらの関係者で構成する団体、大学等の試験研究機関その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1)及び(2) 定額（1/2以内で都道府県知事が定めるものとする。)</p> <p>(3) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>5 木材加工流通施設等整備</p> <p>(1) スtockポイント整備</p> <p>(2) 間伐材等加工流通施設整備</p> <p>① 木材処理加工施設整備</p> <p>② 木材集出荷販売施設整備</p>	<p>都道府県並びに地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等の出資する法人その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1)及び(2) 定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内）で都道府県知事が定めるものとする。)</p> <p>(3) 指導等事業費については1/2以内</p>

<p>③ 森林バイオマス等再利用促進施設整備</p>		
<p>6 木材の効率的な供給に向けた路網の整備 (1) 林業専用道（規格相当）整備 ① 林業専用道（規格相当）整備 ② 関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意の取付け等） (2) 森林作業道整備 ① 森林作業道整備 ② 関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意の取付け等）</p>	<p>都道府県並びに地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。）、森林経営計画（森林法第11条に規定する森林経営計画をいう。以下この別表において同じ。）の認定を受けた者、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法第11条第4項（同法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画をいう。以下この別表において同じ。）の認定を受けた者、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に規定する特定間伐等促進計画をいう。）に実施主体として定められた者その他都道府県知事が認めるもの。</p>	<p>(1) 及び(2) 定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。） (3) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>7 森林境界の明確化 (1) 境界明確化に向けた事前調査 (2) 境界明確化現地調査 (3) 路網整備に向けた成果の整理</p>	<p>地域協議会並びに都道府県並びに地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者の組織する団体、林業事業体その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1)～(3) 定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。） (4) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>8 高性能林業機械等の導入</p>	<p>都道府県並びに地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、林業事業体、森林整備法人、林業公社、施業受託者、流域森林・林業活性化センターその他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1) 定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内）で林野庁長官が別に定める基準に基づき、都道府県知事が定めるものとする。） (2) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>9 原木しいたけ再生回復緊急対策 (1) 原木しいたけ振興・新需要創出支援 ① 新商品の開発など販路開拓に向けた活動等に対する支援 ② 需要に応じたしいたけ生産の実証に対する支援 (2) 省エネ型施設など生産コストの縮減や生産性・品質向上に向けた施設等の整備</p>	<p>都道府県並びに地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1) 定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。） (2) 定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内）で都道府県知事が定めるものとする。） (3) 指導等事業費については1/2以内</p>

別表 4
 森林整備加速化・林業再生対策

メニュー	事業主体	補助率等
木質バイオマス発電施設整備 施設整備に対する資金融通	都道府県並びに地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等が組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一部事務組合、社会福祉法人、P F I 事業者、民間事業者その他都道府県知事が認めるもの	(1) 定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき、都道府県知事が定めるものとする。） (2) 指導等事業費については1/2以内